

# 石川県公報

平成 27 年 12 月 24 日 (木曜日)

号 外

(第 86 号)

## 目 次

条 例		
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (人 事 課)	1	○石川県税条例等の一部を改正する条例 (税 務 課) 8
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 (行政経営課)	4	○婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (男女共同参画課) 14
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (同)	6	○職業能力開発促進法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 (労働企画課) 15
		○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (警察本部) 15

## 条 例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県条例第四十二号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年石川県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第二項の規定による障害共済年金(以下単に「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による障害基礎年金(同法第二十條の四の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)	○・七三
	障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基	○・八六

	礎年金が支給される場合を除く。)	
	障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	〇・八八
	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧船員保険法による障害年金」という。)	〇・七五
	国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)	〇・七五
	国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下「旧国民年金法による障害年金」という。)	〇・八九
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	〇・七三
	障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	〇・八二
	障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	〇・八八
	旧船員保険法による障害年金	〇・七四
	旧厚生年金保険法による障害年金	〇・七四
	旧国民年金法による障害年金	〇・八九
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金(以下単に「遺族厚生年金等」という。)及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。)	〇・八〇
	遺族厚生年金等(当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	〇・八四
	遺族基礎年金(当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附	〇・八八

則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	
国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	〇・八〇
国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	〇・八〇
国民年金等改正法附則第三十二条第二項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	〇・九〇

附則第五条第二項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	〇・七三
障害厚生年金等(当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	〇・八六
障害基礎年金(当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	〇・八八
旧船員保険法による障害年金	〇・七五
旧厚生年金保険法による障害年金	〇・七五
旧国民年金法による障害年金	〇・八九

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の附則第五条第一項及び第二項の規定は、平成二十七年十月二日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(昭和三十二年法律第百二十八号。以下この項において「改正前国共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十五号)第八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものと

された改正前国共済法第八十二条第二項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。)又は平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第八十九条第二項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)又は平成二十四年一元化法第三三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和二十七年法律第百九十二号。以下この項において「改正前地共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成二十七年政令第三百四十七号)第七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第八十七条第二項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。)又は平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第九十九条の二第三項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)の受給権者が同一の支給事由により平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成二十四年一元化法附則第四十二条第一項の規定により国家公務員共済組合連合会(国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第九十六号)第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第二十一条第一項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定により地方公務員共済組合(平成二十四年一元化法附則第五十六条第二項に規定する地方公務員共済組合をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、改正後の附則第五条第一項の規定は、適用しない。

- 4 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定を適用する場合においては、改正前の同条例の規定により支給された年金たる補償又は休業補償は、改正後の同条例の規定による年金たる補償又は休業補償の内払とみなす。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第四十三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。)第九条第二項の規定による個人番号の利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 個人番号 法第二条第五項に規定する個人番号をいう。
- 二 特定個人情報 法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。

(個人番号及び特定個人情報の利用範囲)

第三条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第一の上欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であつて当該機関が保有するものを利用することができる。
- 3 知事又は教育委員会は、法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。

(書面の提出義務の免除)

第四条 前条第二項及び第三項の規定による特定個人情報の利用があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(規則への委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第三条第二項、第四条及び別表第二の規定は、法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第一 (第三条関係)

機 関	事 務
知 事	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等(次表において「小児慢性特定疾病児童等」という。)の健全育成のために行う医療費の支給のうち同法第十九条の二第

<p>二項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給以外のもの（次表において「医療費の支給」という。）に関する事務であつて規則で定めるもの</p>
--

別表第二（第三条関係）

機関	事務	特定個人情報
知事	小児慢性特定疾病児童等の健全育成のために行う医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第四十四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（石川県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第一条 石川県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年石川県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表一の項を次のように改める。

一 削除	
------	--

（石川県税条例の一部改正）

第二条 石川県税条例（昭和三十九年石川県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の八第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「種別」を「種類」に改め、同号を同項第三号とし、同項第二号中「所在地及び名称」を「名称及び所在地」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一分を加える。

- 一 利子割の特別徴収義務者の名称、所在地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識

別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。第六十六条第二号において「番号利用法」という。)第三条第十五項に規定する法人番号をいう。第六十二条の二第二項第一号及び第百三十一条の五第二項において同じ。

第六十二条の二第二項第一号中「所在地及び名称」を「名称、所在地及び法人番号」に改める。  
第六十六条の見出しを「(個人の開業等の届出)」に改め、同条中「左」を「次」に改め、同条第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号(番号利用法第二条第五項に規定する個人番号をいう。次条第二項及び第百三十一条の五第二項において同じ。)」に改める。

第六十七条第二項中「事業の種類」を「氏名、住所、個人番号、事業の種類」に改め、「する事由」の下に「その他知事が必要と認める事項」を加え、「であるときは」を「にあつては」に、「添附して」を「添付して」に改める。

第百三十一条の五第二項第一号イ、同項第二号イ及び同項第三号イ中「及び住所」を「、住所又は所在地及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は所在地)」に改める。

(石川県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第三条 石川県住民基本台帳法施行条例(平成十四年石川県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二に次の二号を加える。

十四 児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等の健全育成のために行う医療費の支給のうち同法第十九条の二第一項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給以外のものに関する事務であつて規則で定めるもの

(石川県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の廃止)

第四条 石川県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例(平成十五年石川県条例第五十五号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

(石川県税条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第二条の規定による改正後の石川県税条例(以下この項及び次項において「新条例」という。)

第五十四条の八第一項、第六十二条の二第二項第一号、第六十七条第二項及び第百三十一条の五第二項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出する新条例第五十四条の八第一項に規定する届出書又は新条例第六十二条の二第二項、第六十七条第二項若しくは第百三十一条の五第二項に規定する申請書について適用し、施行日前に提出された第二条の規定による改正前の石川県税条例(以下この項及び次項において「旧条例」という。)第五十四条の八第二項に規定する届出書又は旧条例第六十二条の二第二項、第六十七条第二項若しくは第百三

十一條の五第二項に規定する中請書については、なお従前の例による。

- 3 新条例第六十六條の規定は、施行日以後に行われる新条例第六十六條の規定による届出について適用し、施行日前に行われた旧条例第六十六條の規定による届出については、なお従前の例による。

(電子証明書の発行手数料等に関する経過措置)

- 4 第四條の規定による廃止前の石川県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例(以下この項及び次項において「旧条例」という。)第二條第一項に規定する発行手数料及び旧条例第三條第一項に規定する情報提供手数料であつて、施行日において旧条例第二條第二項に規定する指定認証機関にまだ納付されていないものについては、なお従前の例による。
- 5 前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第二條第一項に規定する発行手数料に係る事務については、第一條の規定による改正前の石川県の事務処理の特例に関する条例第二條の表一の項の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

石川県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 石川県条例第四十五号

石川県税条例等の一部を改正する条例

(石川県税条例の一部改正)

第一條 石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十四條から第二十六條までを次のように改める。

(徴収猶予に係る徴収金の分割納付等)

- 第十四條 知事は、法第十五條第一項又は第二項の規定による徴収の猶予(以下この節において「徴収の猶予」という。)をする場合には、当該徴収の猶予に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予をする期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。この場合においては、分割して納付し、又は納入すべき徴収金の各期限及びその期限ごとの分割金額(以下この節において「分割納付等の期限及び分割金額」という。)を定めるものとする。
- 2 前項の規定は、法第十五條第四項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(以下この節において「徴収の猶予期間の延長」という。)をする場合について準用する。
- 3 知事は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその分割して納付し、又は納入



すべき徴収金の各期限までにその期限ごとの分割金額を納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、第二項(前項の規定により準用する場合を含む。)の規定により定めた分割納付等の期限及び分割金額を変更することができる。

4 知事は、前項の規定により分割納付等の期限及び分割金額を変更したときは、その旨、当該変更後の分割納付等の期限及び分割金額その他必要な事項を当該分割納付等の期限及び分割金額の変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請書の記載事項等)

第十五条 法第十五条の二第二項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十五条第二項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- 二 納付し、又は納入すべき徴収金の年度並びに事業年度、期別又は月別、税目、金額及びその納期限
- 三 前号の金額のうち当該徴収の猶予を受けようとする金額
- 四 当該徴収の猶予を受けようとする期間
- 五 分割の方法により納付又は納入を行うかどうかの別(分割の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付等の期限及び分割金額を含む)
- 六 当該徴収の猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該徴収の猶予を受けようとする期間が三月を超える場合には、提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)
- 七 その他知事が必要と認める事項

2 法第十五条の二第二項の条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 法第十五条第一項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- 二 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- 三 当該徴収の猶予を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- 四 当該徴収の猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該徴収の猶予を受けようとする期間が三月を超える場合には、地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「令」という。)第六条の十の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第十五条の二第二項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- 二 第一項第二号から第七号までに掲げる事項

4 法第十五条の二第二項の条例で定める書類は、第二項第二号から第四号までに掲げる書類とする。

5 法第十五条の二第三項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度並びに事業年度、期別又は月別、税目、金額及びその納期限
- 二 当該徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- 三 当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間
- 四 第一項第五号に掲げる事項
- 五 当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間が二月を超える場合には、提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
- 六 その他知事が必要と認める事項

6 法第十五条の二第三項の条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 第二項第二号に掲げる書類
- 二 当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- 三 当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間が二月を超える場合には、令第六条の十の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

7 法第十五条の二第四項の条例で定める書類は、第二項第四号又は前項第三号に掲げる書類とする。

8 法第十五条の二第八項（法第十五条の六の二第三項において準用する場合を含む。）の条例で定める期間は、二十日とする。

（職権による換価の猶予に係る徴収金の分割納付等）

第十六条 第十四条第一項の規定は、法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予（以下この節において「職権による換価の猶予」という。）又は同条第二項において読み替えて準用する法第十五条第四項の規定による職権による換価の猶予をした期間の延長（以下この節において「職権による換価の猶予期間の延長」という。）について準用する。この場合において、第十四条第一項中「する金額」とあるのは「する金額（その納付又は納入を困難とする金額として令第六条の九の三第一項に規定する額を限度とする。）」と、「ことができる」とあるのは「ものとする」と読み替えるものとする。

2 知事は、職権による換価の猶予又は職権による換価の猶予期間の延長をする場合には、当該職権による換価の猶予又は当該職権による換価の猶予期間の延長をする期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）に、これらに係る徴収金を分割して納付し、又は納入させるものとする。

3 第十四条第三項及び第四項の規定は、職権による換価の猶予又は職権による換価の猶予期間の延長に係る分割納付等の期限及び分割金額の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項（前項の規定により準用する場合を含む。）」とあるのは、「第十六条第一項の規定により読み替えて準用する第十四条第一項」と読み替えるものとする。

（職権による換価の猶予等に係る提出書類）

第十七条 法第十五条の五の二第一項の条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第十五条第二項第二号に掲げる書類

二 当該職権による換価の猶予を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

三 当該職権による換価の猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該職権による換価の猶予を受けようとする期間が三月を超える場合には、令第六条の十の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

四 徴収金を分割して納付し、又は納入させるために必要となる書類

2 法第十五条の五の二第二項の条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第十五条第二項第二号に掲げる書類

二 当該職権による換価の猶予期間の延長を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

三 当該職権による換価の猶予期間の延長を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該職権による換価の猶予期間の延長を受けようとする期間が三月を超える場合には、令第六条の十の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

四 前項第四号に掲げる書類

（申請による換価の猶予の申請期間）

第十八条 法第十五条の六第一項の条例で定める期間は、六月とする。

（申請による換価の猶予に係る徴収金の分割納付等）

第十九条 第十四条第一項及び第十六条第二項の規定は、法第十五条の六第一項の規定による換価の猶予（以下この節において「申請による換価の猶予」という。）又は同条第三項において準用する法第十五条第四項の規定による申請による換価の猶予をした期間の延長（以下この節において「申請による換価の猶予期間の延長」という。）について準用する。この場合において、第十四条第一項中「する金額」とあるのは「する金額（その納付又は納入を困難とする金額として令第六条の九の二第三項において読み替えて準用する同条第一項に規定する額を限度

とする。）」と、「ことができる」とあるのは「ものとする」と読み替えるものとする。

- 2 第十四条第三項及び第四項の規定は、申請による換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延長に係る分割納付等の期限及び分割金額の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項(前項の規定により準用する場合を含む。）」とあるのは、「第十九条第一項の規定により読み替えて準用する第十四条第一項」と読み替えるものとする。

(申請による換価の猶予の申請書の記載事項等)

第二十条 法第十五条の六の二第一項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
  - 二 納付し、又は納入すべき徴収金の年度並びに事業年度、期別又は月別、税目、金額及びその納期限
  - 三 前号の金額のうち当該申請による換価の猶予を受けようとする金額
  - 四 当該申請による換価の猶予を受けようとする期間
  - 五 分割納付等の期限及び分割金額
  - 六 当該申請による換価の猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該申請による換価の猶予を受けようとする期間が三月を超える場合には、提供しようとする法第十六条第三項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)
  - 七 その他知事が必要と認める事項
- 2 法第十五条の六の二第一項の条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 第十五条第二項第二号に掲げる書類
  - 二 当該申請による換価の猶予を受けようとする日前、年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
  - 三 当該申請による換価の猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該申請による換価の猶予を受けようとする期間が三月を超える場合には、令第六条の十の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第十五条の六の二第二項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 当該申請による換価の猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度並びに事業年度、期別又は月別、税目、金額及びその納期限
  - 二 当該申請による換価の猶予を受けた期間内に当該申請による換価の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
  - 三 当該申請による換価の猶予期間の延長を受けようとする期間
  - 四 第一項第五号に掲げる事項

五 当該申請による換価の猶予期間の延長を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該申請による換価の猶予期間の延長を受けようとする期間が三月を超える場合には、提供しようとする法第十六条第二項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

六 その他知事が必要と認める事項

4 法第十五条の六の二第二項の条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第十五条第二項第二号に掲げる書類

二 当該申請による換価の猶予期間の延長を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

三 当該申請による換価の猶予期間の延長を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該申請による換価の猶予期間の延長を受けようとする期間が三月を超える場合には、令第六条の十の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

（担保を徴する必要がない場合）

第二十一条 法第十六条第一項ただし書の条例で定める場合は、徴収の猶予、職権による換価の猶予若しくは申請による換価の猶予に係る金額が百万円以下である場合、徴収の猶予、職権による換価の猶予若しくは申請による換価の猶予の期間が三月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第二十二條から第二十六條まで 削除

第三十二条第三項第一号を次のように改める。

一 徴収金の年度並びに事業年度、期別又は月別、税目、金額及びその納期限

第三十九条第二項中「地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「令」という。)」を「令」に改める。

第五十五条第一項第二号、第五十六条第二号、第五十七条第二項並びに第五十八条第一項及び第二項中「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に改める。

（石川県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 石川県税条例等の一部を改正する条例（平成二十七年石川県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十項中「規則で定める様式によつて、次に掲げる事項を記載した」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第十二条第四項に規定する」に改め、同項各号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ

れ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定 公布の日

二 第一条中石川県税条例第五十五条第一項第二号、第五十六条第二号、第五十七条第二項並びに第五十八条第一項及び第二項の改正規定 平成二十九年四月一日

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の石川県税条例(以下「新条例」という。)第十四条、第十五条及び第二十一条(地方税法等の二部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「新法」という。)第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に申請される新法第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された同号に掲げる規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第十六条、第十七条及び第二十一条(新法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にされた旧法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

4 新条例第十八条から第二十条まで及び第二十一条(新法第十五条の六第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

(事業税に関する経過措置)

5 新条例第五十五条第一項第二号、第五十六条第二号、第五十七条第二項並びに第五十八条第一項及び第二項の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 石川県条例第四十六号

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十号)の

一部を次のように改正する。

第九条第一号中「三十歳以上の者であつて、」を削り、「もの」を「者」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

---

職業能力開発促進法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県条例第四十七号

職業能力開発促進法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(石川県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部改正)

第一条 石川県介護福祉士等修学資金貸与条例(平成五年石川県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第十五条の六第一項各号」を「第十五条の七第一項各号」に改める。

(石川県職業能力開発審議会条例の一部改正)

第二条 石川県職業能力開発審議会条例(昭和四十四年石川県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第九十七条第一項」を「第九十一条第一項」に改める。

(職業能力開発校等において行う職業訓練に関する条例の一部改正)

第三条 職業能力開発校等において行う職業訓練に関する条例(平成二十五年石川県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第十五条の六第一項ただし書」を「第十五条の七第一項ただし書」に改める。

第三条中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

(いしかわ景観総合条例の一部改正)

第四条 いしかわ景観総合条例(平成二十年石川県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第八十七条第一項第三号中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十四日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

## 石川 県 条 例 第 四 十 八 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(石川 県 防 犯 ま ち づ くり 条 例 の 一 部 改 正)

第 二 条 石川 県 防 犯 ま ち づ くり 条 例 (平 成 十 七 年 石 川 県 条 例 第 二 十 三 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 する。

第 十 九 条 第 一 項 中 「第 二 条 第 一 項 第 七 号 及 び 第 八 号」 を 「第 二 条 第 一 項 第 四 号 及 び 第 五 号」 に 改 め る。

(石川 県 公 衆 浴 場 基 準 条 例 の 一 部 改 正)

第 二 条 石川 県 公 衆 浴 場 基 準 条 例 (昭 和 四 十 五 年 石 川 県 条 例 第 十 六 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 する。

第 五 条 第 一 号 中 「第 二 条 第 四 項 第 一 号」 を 「第 二 条 第 六 項 第 一 号」 に 改 め る。

(い しか わ 子 ど も 総 合 条 例 の 一 部 改 正)

第 三 条 い しか わ 子 ど も 総 合 条 例 (平 成 十 九 年 石 川 県 条 例 第 十 八 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 する。

第 五 十 一 条 第 三 号 中 「同 条 第 一 項 第 一 号」 を 「同 条 第 一 項 第 二 号」 に 改 め る。

(石川 県 迷 惑 行 為 等 防 止 条 例 の 一 部 改 正)

第 四 条 石川 県 迷 惑 行 為 等 防 止 条 例 (昭 和 三 十 八 年 石 川 県 条 例 第 九 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 する。

第 八 条 第 五 項 及 び 第 六 項 中 「日 出」 を 「午 前 六 時」 に 改 め る。

(石川 県 風 俗 営 業 等 の 規 制 及 び 業 務 の 適 正 化 等 に 関 する 法 律 施 行 条 例 の 一 部 改 正)

第 五 条 石川 県 風 俗 営 業 等 の 規 制 及 び 業 務 の 適 正 化 等 に 関 する 法 律 施 行 条 例 (昭 和 五 十 九 年 石 川 県 条 例 第 四 十 八 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 する。

第 一 条 中 「制 限 等」 の 下 に 「並 び に 特 定 遊 興 飲 食 店 営 業 の 営 業 所 設 置 許 容 地 域、 営 業 時 間 の 制 限 等」 を 加 え る。

第 二 条 第 三 項 中 「お いて」 の 下 に 「児 童 福 祉 施 設」と は、 児 童 福 祉 法 (昭 和 二 十 二 年 法 律 第 百 六 十 四 号) 第 七 条 第 一 項 に 規 定 する 児 童 福 祉 施 設 を い、」 を 加 え る。

第 三 条 第 二 項 第 二 号 中 「(児 童 福 祉 法 (昭 和 二 十 二 年 法 律 第 百 六 十 四 号) 第 七 条 第 一 項 に 規 定 する 児 童 福 祉 施 設 を い。)」 を 削 る。

第 四 条 第 一 項 中 「第 十 三 条 第 一 項」 を 「第 十 三 条 第 一 項 第 一 号」 に、 「同 項」 を 「同 項 第 一 号」 に 改 め、 同 項 第 三 号 中 「石 川 県 公 安 委 員 会」 を 「公 安 委 員 会」 に、 「第 三 項」 を 「次 項」 に 改 め、 同 条 第 二 項 を 削 り、 同 条 第 三 項 中 「同 項 第 七 号」 を 「同 項 第 四 号」 に、 「第 十 三 条 第 一 項 の 午 前



「時まで」を「第十二条第一項第一号の午前零時以後において」に、「事情が」を「事情の」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 法第十二条第一項ただし書の条例で定める時は、次の各号に掲げる地域の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める時とする。

- 一 第一項各号に掲げる日に係る当該各号に定める地域 午前一時
- 二 前項に定める地域 午前一時

第五条第一項中「日出時から」を「午前六時後」に改め、同条第二項中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に改め、同項の表一の項中「日出時から」を「午前六時後」に改め、同表二の項中「日出時から」を「午前六時後」に、「前条第三項」を「前条第二項」に、「午前零時まで」を「午前零時前」に改め、同表三の項中「日出時から」を「午前六時後」に、「午前零時まで」を「午前零時前」に改める。

第六条第一項の表中

日没時か ら午後十 時まで	午後十時 から翌日 の午前零 時まで
---------------------	-----------------------------

を

午後六時 から午後 十時前	午後十時 から翌日 の午前零 時前
---------------------	----------------------------

に改め、同表備考

一中「日出時から日没時まで」を「午前六時後午後六時前」に改め、同表備考二中「日没時から翌日の午前零時まで」を「午後六時から翌日の午前零時前」に改め、同表備考三中「日出時」を「午前六時」に改める。

第八条第二項中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に改め、同条第三項中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に、「同項第八号」を「同項第五号」に改め、同条第四項中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に改める。

第九条を次のように改める。

(法第二条第二項第五号の営業に係る営業所への年少者の立入りの制限等)

第九条 法第二条第二項第五号の営業を営む者は、午後六時以後午後十時前の時間において十六歳未満の者（その者の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該十六歳未満の者を現に監護するものをいう。次項において同じ。）に同伴された者を除く。）を営業所に各として立ち入らせてはならない。

2 法第二条第二項第五号の営業を営む風俗営業者は、午後六時以後午後十時前の時間において十六歳未満の者を営業所に各として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めなければならない。

第二十二条中「第二条第十一項第三号」を「第二条第十三項第四号」に改め、同条を第二十六条とし、第二十一条を第二十五条とし、第二十條の次に次の四條を加える。

(特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域)

第二十一条 法第三十一条の二十三において読み替えて準用する法第四条第二項第二号に規定する条例で定める地域は、金沢市のうち片町一丁目及び二丁目並びに木倉町の地域（児童福祉施設（児童を人所させ、入院させ、又は深夜に通所させるものに限る。）、病院又は診療所の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）から三十メートル以内の地域を除く。）とする。

（特定遊興飲食店営業の営業時間の制限）

第二十二条 特定遊興飲食店営業者は、県内全域において、午前五時から午前六時までの時間は、その営業を営んではならない。

（深夜における特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の数値）

第二十三条 法第三十一条の二十三において読み替えて準用する法第十五条の条例で定める騒音に係る数値は、第六条第一項の表の上欄に掲げる地域ごとにそれぞれ同表の下欄に定める深夜に係る数値とする。

2 法第三十一条の二十三において読み替えて準用する法第十五条の条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

（特定遊興飲食店営業者の遵守事項）

第二十四条 第八条第一項各号及び第二項第三号の規定は、特定遊興飲食店営業者について準用する。この場合において、同条第一項第一号及び第五号中「営業用家屋等」とあるのは「特定遊興飲食店営業の用に供する家屋及び施設」と読み替えるものとする。

本則に次の一条を加える。

（風俗環境保全協議会を置く地域）

第二十七条 法第三十八条の四第一項の条例で定める地域は、公安委員会が指定して告示する地域とする。

（石川県警察関係手数料条例の一部改正）

第六条 石川県警察関係手数料条例（平成十二年石川県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表一の項に次のように加える。

<p>19 法第三十一条の二十二に規定する特定遊興飲食店営業の許可（以下この項において「特定遊興飲食店営業許可」という。）の申請に対する審査</p>	<p>特定遊興飲食店営業許可申請手数料</p>	<p>イ 二月以内の期間を限って営む営業 一万四千円 ロ その他の営業 二万四千円</p>	<p>(一) 特定遊興飲食店営業許可を受けようとする者が同時に他の特定遊興飲食店営業許可を受けようとする場合における当該他の特定遊興飲食店営業許可に係る手数料の金額は、それ</p>
--	-------------------------	---	--

			<p>ぞれイ及びロに定める金額から八千円を減じた金額とする。</p> <p>(二) 法第三十一条の二十三において準用する法第四条第三項の規定が適用される営業所につき特定遊興飲食店営業許可を受けようとする場合における手数料の金額は、それぞれイ及びロに定める金額に六千八百円を加算した金額とする。</p>
20 法第三十一条の二十三において準用する法第五条第四項に規定する許可証の再交付	特定遊興飲食店営業許可証再交付手数料	千五百円	
21 法第三十一条の二十三において準用する法第七条第一項に規定する特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請に対する審査	特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料	八千六百元 (当該申請を行う者が同時に他の法第三十一条の二十三において準用する法第七条第一項に規定する承認の申請を行う場合における当該他の同項に規定する承認の申請に係る審査にあつては、三千八百円)	
22 法第三十一条の二十三において準用する法第七条の二第一項に規定する特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認の申請に対する審査	特定遊興飲食店営業者たる法人の合併承認申請手数料	二万千円 (当該申請を行う者が同時に他の法第三十一条の二十三において準用する法第七条の二第一項に規定する承認の申請を行う場合における当該他の同項に規定する承認の申請に係る審査にあつては、三千三百円)	
23 法第三十一条	特定遊興飲食	二万千円 (当該申請を行う者が	

<p>の二十三において準用する法第七条の三第一項に規定する特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認の申請に対する審査</p>	<p>店営業者たる法人の分割承認申請手数料</p>	<p>同時に他の法第三十一条の二十三において準用する法第七条の三第一項に規定する承認の申請を行う場合における当該他の同項に規定する承認の申請に係る審査にあつては、二千三百円)</p>	
<p>24 法第三十一条の二十三において準用する法第九条第一項に規定する営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査</p>	<p>特定遊興飲食店営業所の構造又は設備の変更承認申請手数料</p>	<p>九千九百円</p>	
<p>25 法第三十一条の二十三において準用する法第九条第四項に規定する許可証の書換え</p>	<p>特定遊興飲食店営業許可証書換え手数料</p>	<p>千四百円</p>	
<p>26 法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第一項に規定する特例特定遊興飲食店営業者の認定の申請に対する審査</p>	<p>特例特定遊興飲食店営業者認定申請手数料</p>	<p>一万二千円(当該申請を行う者が同時に他の法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第一項に規定する認定の申請を行う場合における当該他の同項に規定する認定の申請に係る審査にあつては、一万円)</p>	
<p>27 法第三十一条の二十三において準用する法第十条の二第五項に規定する認定証の再交付</p>	<p>特例特定遊興飲食店営業者認定証再交付手数料</p>	<p>千百円</p>	
<p>28 法第三十一条の二十三において準用する法第二十四条第六項</p>	<p>特定遊興飲食店営業所管理者講習手数料</p>	<p>講習一時間につき 六百五十円</p>	

に規定する営業 所の管理者に対 する講習			
----------------------------	--	--	--

附 則

- 1 この条例は、平成二十八年六月二十二日から施行する。ただし、第六条中石川県警察関係手数料条例別表一の項に次のように加える改正規定（同項19に係る部分に限る。）は、同年三月二十三日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

